

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（規則八 三）の一部を次のように改正する。

第四条中「（別紙様式）」を「（別記様式）」に改める。

別紙様式中「別紙様式」を「別記様式（第4条関係）」に改め、「印」を削り、「株式会社」を「株式会社」、「のべ」を「延べ」に改め、（注）を次のように改める。

注 記入欄記載の字句については、該当のものに 印を付し、必要な事項を記入すること。

別紙様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の営利企業等の従事制限に関する規則別記様式に相当する改正前の営利企業等の従事制限に関する規則別紙様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。